災害リスクを踏まえた恵那市公共施設整備ガイドライン

（案）

令和８年〇月

総務部危機管理局危機管理課

１ 目的

本ガイドラインは、市が実施する公共施設の新設、建替え、改修、移転、統廃合及び再配置に当たり、災害リスクを踏まえた施設立地の選定手法並びに施設整備及び運用管理に関する基本方針を定めるものである。

公共施設は、市民の生命、身体及び財産を守る重要な社会基盤であり、平常時には行政サービスを提供するとともに、災害時には避難、救護、防災活動等の拠点として機能することから、その安全性及び継続性の確保が求められる。

近年、豪雨災害の激甚化・頻発化、地震リスクの顕在化、気候変動の影響等により、公共施設の立地及び整備に当たっては、災害リスクを十分に考慮することの重要性が一層高まっている。

このため、本ガイドラインは、災害発生前からリスクを把握し、被害の未然防止及び軽減を図る事前防災の考え方のもと、人命の安全を最優先とし、行政機能の継続及び災害リスクの回避・低減を図るとともに、市有財産の保全、公共施設マネジメントとの整合並びに説明責任の確保を基本理念として、災害リスクを踏まえた公共施設の適切な立地及び整備を推進することを目的とする。

２ 定義及び対象

（１） 災害危険区域等の定義

このガイドラインにおいて「災害危険区域等」とは、次に掲げる区域その他これらに準ずる災害リスクを有する区域をいう。

区域の名称等	関係法令
ア 災害危険区域	建築基準法（昭和25年法律第201号）
イ 砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）
ウ 地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
エ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
オ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
カ 土砂災害警戒区域	同上
キ 洪水浸水想定区域	水防法（昭和24年法律第193号）
ク 山地災害危険地区	林野庁の定める山地災害危険地区調査要領等

（２） 用語の定義

ア　災害

　地震、洪水、雨水出水（内水）による災害及び土砂災害

イ　公共施設

　市が設置又は管理する庁舎、学校、こども園、社会福祉施設、医療施設、防災拠点施設、文化施設、スポーツ施設その他の施設のうち建築物の整備又は建替えを伴うものをいう。

ウ　防災拠点施設

　災害時において応急対策、避難支援または行政機能の継続に必要な施設であって、 庁舎、消防署、防災センター、防災備蓄倉庫、指定避難所その他これらに類する施設

エ　要配慮者利用施設

　公共施設のうち、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者が主として利用する施設であって、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を特に必要とする施設

オ　施設整備

　公共施設の新設、更新、建替え、改修、移転、統廃合又は再配置

カ　災害リスク

　自然災害の発生により、人命、財産、社会経済活動又は行政サービス等に被害若しくは損失が生じるおそれの程度

キ　ハザード情報

　洪水、土砂災害、地震その他の自然災害による被害の発生可能性、被害の範囲及び程度に関する情報

（３）対象施設

本ガイドラインの対象は、市が実施する公共施設の新設、建替え、改修、移転、統廃合及び再配置のうち、災害危険区域等に所在し、又は整備を予定する施設とする。

また、既存施設についても、大規模改修、長寿命化改修又は機能転換を行う場合は、本ガイドラインを準用する。

なお、本ガイドラインは、公共施設整備に係る検討に加え、既存施設の災害リスクの把握、安全性の点検及び機能継続対策の検討にも活用することができる。

３ 基本方針

（１） 原則

災害危険区域等のうち、災害危険区域及び土砂災害特別警戒区域については、人命への危険性が極めて高く、法令上の建築制限又は構造規制の対象となることから、公共施設の整備は行わない。

また、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区における公共施設の整備は、原則として行わない。

ただし、関係法令及び条例に適合し、他に代替地がなく、かつ公益上特に必要と認められる場合であって、安全確保措置により必要な安全性が確保されることについて庁内協議において確認されたときは、この限りでない。

（２）整備にあたっての条件

災害危険区域等において公共施設の整備を行う場合は、施設の用途、重要性及び求められる機能を踏まえ、想定される災害に応じた必要なハード対策を講ずるものとする。

また、災害時における避難体制及び施設機能の継続を図るため、避難計画の策定、訓練の実施、非常時の運営体制の整備その他必要なソフト対策を講ずるものとする。

４　整備方針の策定プロセス及び庁内協議

災害危険区域等において公共施設の整備を検討する場合は、まず候補地を選定した上で、代替地の有無を確認する。代替地がある場合は、当該代替地を優先して検討するものとする。代替地の確保が困難な場合は、候補地について災害安全性・災害シナリオ評価を実施する。

災害安全性・災害シナリオ評価に当たっては、ハザードの発生頻度及び規模並びに想定される被害との関係を多角的に分析し、地域特性及び施設特性を踏まえて、総合的に評価するものとする。

このため、本ガイドラインでは、次に掲げるプロセスに基づき施設整備方針を検討するものとする。なお、このプロセスにおいて、施設所管課は調査、評価及び整備方針の検討を行い、危機管理局は災害リスクの観点から助言及び確認を行うものとする。

（１）事前整理・候補地選定

所管課は、施設の目的、機能、利用者、整備内容並びに災害時における施設の役割（防災拠点、避難所、行政機能維持その他の公共機能を含む。）を整理するとともに、施設整備の必要性、事業効果、利用実態及び維持管理体制を確認するものとする。また、候補地を選定するに当たっては、ハザード情報及び災害危険区域等の指定状況を確認し、候補地の災害リスクを把握するものとする。

（２）災害に関するハザード情報の整理及び確認

所管課は、候補地について、洪水、土砂災害、地震、活断層、液状化及び孤立化等に関するハザード情報を収集・整理し、想定最大規模だけでなく、過去の被災履歴、発生頻度の高い災害の状況や地域特性も含めて確認する。なお、土砂災害に関する情報の整理に当たっては、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域のほか、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び山地災害危険地区並びに地形・地質条件等から将来的にこれらの区域の指定が想定される区域についても確認するものとする。

（３）代替地の検討

所管課は、ハザード情報を踏まえ、代替地の有無を確認する。代替地がある場合は、災害安全性を最優先とし、利便性、事業費、維持管理及びまちづくりとの整合性を総合的に比較検討した上で、原則として代替地を優先するものとする。【別表１】

代替地の確保が困難な場合は、候補地について災害安全性・災害シナリオ評価を実施するものとする

（４）災害安全性・災害シナリオ評価

所管課は、候補地ごとにハザード、暴露及び脆弱性を評価して地域及び施設の災害リスクを把握する観点から災害安全性・災害シナリオ評価を実施するとともに、想定される被害、施設機能への影響、避難経路及びアクセス道路への影響、ライフライン被害、代替機能の確保並びに復旧見込み等を踏まえ、災害発生から復旧までの過程について、①災害発生、②施設・敷地への影響、③アクセス・避難への影響、④ライフラインへの影響、⑤施設機能への影響、⑥代替機能の確保、⑦復旧見込みの観点から災害シナリオ評価を実施するものとする。【別表２及び別表３（４）】

（５）災害リスクの軽減・回避対策の検討

所管課は、候補地について、災害安全性・災害リスク評価の結果を踏まえ、リスクの軽減又は回避のための対策を検討するものとする。リスクの回避が困難な場合は、施設整備対策、機能継続対策、避難対策及び運用管理対策等について検討し、リスクの軽減を図るものとする。【別表３（５）】

（６）対策後の残存リスクの検討

各種対策を実施した後においてもなお残る人的被害、施設機能停止、孤立化、ライフライン途絶、復旧遅延その他のリスクについて、その発生可能性及び影響の程度を評価する。【別表３（６）】

（７）関係部局との協議・調整

所管課は、災害安全性・災害シナリオ評価結果及び災害リスク軽減・回避対策の内容について、危機管理局その他必要な関係部局と協議を行うものとする。また、次に掲げる場合その他専門的な判断が必要な場合は、有識者から意見を聴取するものとする。

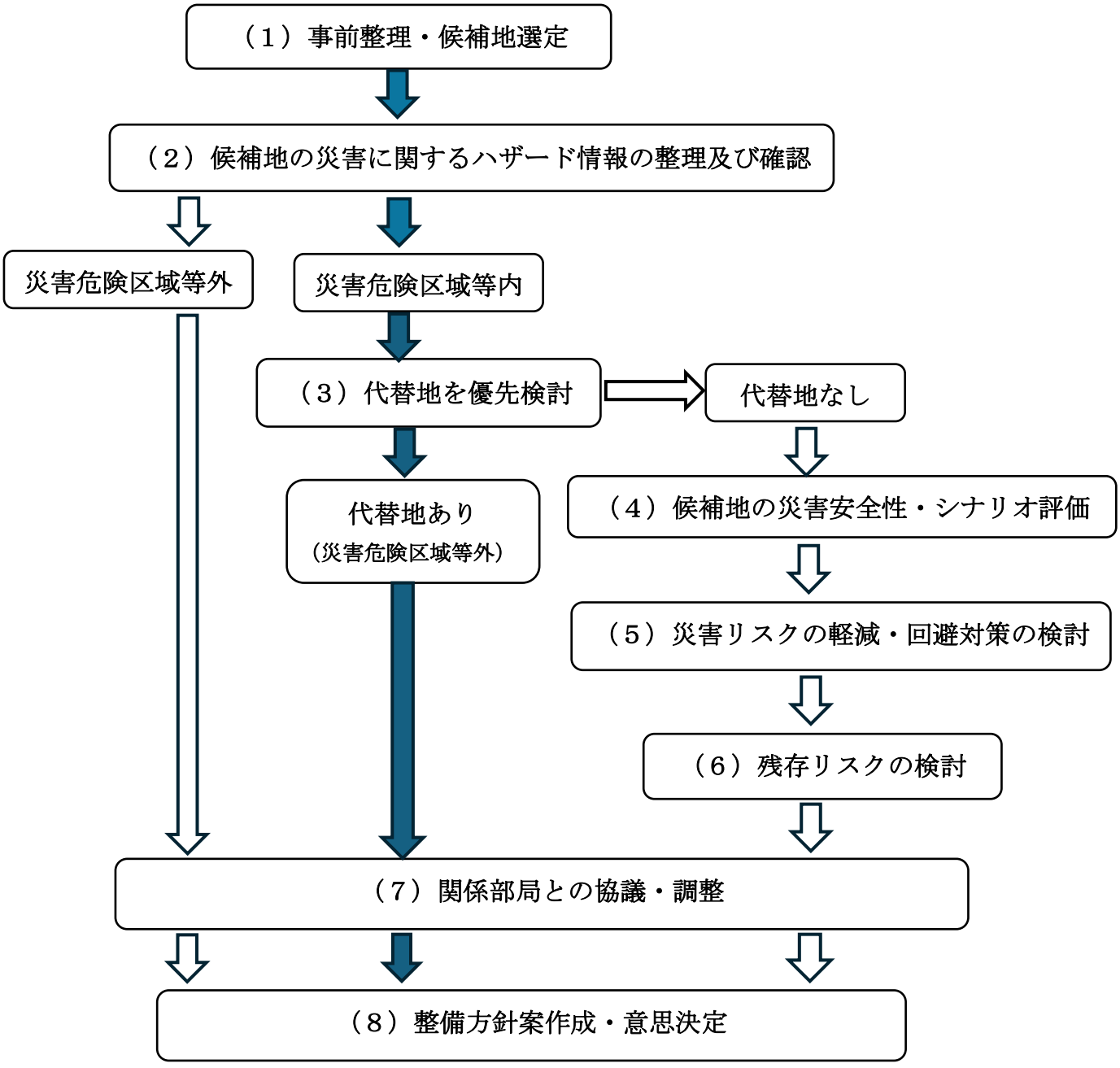
・複数の災害リスクが重複する場合
・大規模な防災拠点施設を整備する場合
・災害安全性評価又は対策の妥当性について専門的な判断を必要とする場合
・その他市長が特に必要と認める場合

（８）整備方針案の作成・意思決定

所管課は、災害安全性・災害シナリオ評価の結果、関係部局及び有識者の意見、対策の実現可能性、財政負担並びに維持管理体制等を総合的に勘案し、施設整備の可否、実施条件その他必要な事項を整理した上で、整備方針案を作成するものとする。

整備方針案については、危機管理局が内容を確認し、必要な意見を付するものとし、所管課は当該意見を踏まえ整備方針案を整理し、施設整備方針として決定を受けるものとする。

（整備方針の策定プロセス及び庁内協議フロー）



５　災害安全性評価・災害シナリオ評価

（１）災害安全性評価の基本的考え方

災害安全性は、ハザード、暴露（人口、財産等）及び脆弱性（施設、設備等の被害の受けやすさ）を整理した上で、想定される被害の程度、施設機能への影響、実施する対策及び対策後に残存する安全性を総合的に評価するものとする。

要素	定義
ハザード	洪水、土砂災害、地震等の自然現象により、人命、財産又は社会機能に被害を及ぼすおそれのある災害要因
暴露	ハザードの影響を受ける可能性のある人口、利用者、建築物、設備、財産その他の対象
脆弱性	ハザードに対する地域、施設、設備又はシステムの被害の受けやすさ又は機能停止の生じやすさ
想定される被害	人的被害、建物及び設備の被害、行政サービスの停止、防災機能の低下、孤立化その他の影響
実施する対策	立地変更、敷地嵩上げ、止水板、防水扉、法面対策、非常用電源の確保、避難対策その他のリスク低減対策
対策後に残るリスク	対策実施後においても残存する人的被害、施設機能の停止、復旧期間の長期化その他のリスク

（災害安全性評価の参考指標）

災害安全性評価得点＝ハザード（40点）＋暴露（30点）＋脆弱性（30点）

災害安全性評価得点は、候補地の比較検討及び庁内協議における参考指標として活用するものとする。

なお、評価に用いる具体的な指標、判定基準、閾値及び点数評価の方法については、別表又は運用マニュアルに定めるものとし、最新のハザード情報、技術的知見及び制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

（2） ハザード評価

ハザード評価では、施設整備を行う候補地におけるハザード情報を体系的に整理するものとする。評価に当たっては、災害種別ごとの特性を把握するとともに、複数の災害シナリオを想定して評価を行うものとする。

ア 地震ハザード

地震動予測マップ、活断層に関する情報及び地盤情報を活用し、当該地域において想定される震度、地震動の特性及び地盤条件による揺れの増幅特性を評価する。

イ 土砂災害ハザード

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地及び山地災害危険地区に関する情報並びに地形・地質調査結果を活用し、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害の発生危険性及び影響の程度を評価する。

ウ 洪水・出水ハザード

洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域その他の浸水に関する情報を活用し、浸水深、浸水継続時間、浸水到達時間及び浸水範囲を評価する。

エ 地盤・液状化ハザード

液状化危険度分布図、地盤情報等を活用し、液状化、地盤沈下その他の地盤変状による施設機能への影響を評価する。

（３） 暴露評価

暴露評価では、災害が発生した場合に影響を受ける人、資産及び公共機能の状況を把握し、想定される被害の規模及び影響の程度を評価するものとする。なお、必要に応じて将来的な人口動態や利用者数の変化等も考慮するものとする。

ア 人的要素

人的暴露を把握する指標として、次に掲げる事項を評価するものとする。

・施設利用者数
・職員数及び従業者数
・園児、児童、生徒数
・入院患者数及び入所者数
・年齢構成その他の施設利用者の属性

特に、要配慮者利用施設については、避難支援及び安全確保の必要性を踏まえて評価するものとする。

イ 資産的要素

資産的暴露を把握する指標として、次に掲げる事項を評価するものとする。

・施設及び設備等の資産規模
・事業用資産及び備蓄物資等の状況
・施設の更新費用及び復旧費用の規模
・施設が担う公共サービスの代替困難性

ウ 公共機能・防災機能に関する要素

公共機能及び防災機能に係る暴露を把握する対象として、次に掲げる施設等の状況を評価するものとする。

・庁舎、消防署、防災センター等の防災拠点施設
・病院、診療所等の医療施設
・学校、社会福祉施設等の避難所機能を担う施設

防災拠点施設等については、施設の重要性、代替性、広域的な配置状況及び災害時に担う機能を踏まえて評価するものとする。

（４） 脆弱性評価

脆弱性評価では、施設及び利用者が災害に対して有する被害の受けやすさ並びに施設の防災性能、災害対応能力及び機能継続能力の状況を総合的に評価するものとする。なお、評価に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他多様な利用者の特性に配慮し、ダイバーシティの視点を踏まえるものとする。

ア 被害の受けやすさに関する指標

施設及び利用者の特性に応じた脆弱性を把握する指標として、次に掲げる事項を評価するものとする。

・高齢者、障がい者、乳幼児、入院患者等の要配慮者の利用状況
・社会福祉施設、学校、医療施設等の立地状況
・後期高齢者（75 歳以上）の人口割合
・外国人その他情報取得又は避難行動に配慮を要する者の状況
・橋梁の被災等による孤立化の可能性
・代替経路の有無
・ライフライン途絶時における影響の程度

イ 防災対策及び対応能力に関する指標

施設及び地域の防災力を把握する指標として、次に掲げる事項を評価するものとする。

・周辺の避難施設の配置状況及び収容能力
・避難路の整備状況
・警戒避難体制の構築状況
・防災備蓄倉庫等の整備状況
・建築物の耐震化及び耐水化の状況
・建築物の嵩上げ等の浸水対策の実施状況
・非常用電源、通信手段等の確保状況
・防災訓練及び職員研修の実施状況
・業務継続計画（BCP）の策定及び運用状況

（５）災害シナリオ評価

災害シナリオの評価に当たっては、施設そのものの被害だけでなく、避難経路及びアクセス道路への影響、ライフラインの途絶、施設機能の停止及び復旧の見込み並びに代替施設又は代替機能の確保状況等についても確認するものとし、これらを踏まえ、災害発生から復旧までの過程を災害シナリオとして整理し、総合的に評価するものとする。

（災害シナリオ評価の参考指標）

災害シナリオ評価結果＝①災害発生、②施設・敷地への影響、③アクセス・避難への影響、④ライフラインへの影響、⑤施設機能への影響、⑥代替機能の確保、⑦復旧見込みについて総合的に評価した結果

災害シナリオ評価は、災害発生から施設機能の復旧までの過程において想定される影響及び課題を把握するため、次の項目について評価するものとする。

① 災害発生

想定される災害の種類、規模、発生状況及び被害発生の可能性を評価する。

② 施設・敷地への影響

建築物、工作物、設備機器及び敷地に生じる損傷、浸水、土砂流入その他の被害の程度を評価する。

③ アクセス・避難への影響

施設へのアクセス道路、避難経路及び緊急車両の進入経路に対する影響並びに利用者等の避難の安全性及び円滑性を評価する。

④ ライフラインへの影響

電力、通信、上水道、下水道、ガスその他のライフラインの途絶又は機能低下による影響を評価する。

⑤ 施設機能への影響

行政サービス、防災拠点機能、医療機能その他の施設が担う機能に対する影響及び機能停止の程度を評価する。

⑥ 代替機能の確保

代替施設、応援体制その他の代替手段による機能維持の可能性及び実効性を評価する。

⑦ 復旧見込み

被災後に必要となる応急復旧及び本格復旧の実施可能性並びに施設機能回復までの期間を評価する。

（６）総合評価及び整備判断

施設整備の可否は、災害安全性評価及び災害シナリオ評価の結果を基本とし、ハザードの規模及び特性、暴露及び脆弱性の状況、想定される被害及び機能停止、リスク低減対策の実効性、対策後に残存するリスク、施設の必要性及び公益性、代替地又は代替施設の有無、防災上の重要性、事業効果、財政負担その他の要素を総合的に勘案し、関係部局との協議結果並びに必要に応じて聴取した有識者の意見を総合的に勘案して判断するものとする。

特に、人命の安全確保が困難である場合又は対策を講じた後においても重大な人的被害が想定される場合は、原則として当該地における施設整備は行わないものとする。

６　施設整備における安全対策

（１）土砂災害対策

敷地及び周辺地域の詳細な地形・地質調査に基づき、擁壁、法面対策、排水施設、防護施設その他土砂災害の防止又は軽減に必要な対策を講じるものとする。

（２）浸水対策

想定される浸水深、浸水継続時間、浸水到達時間及び浸水範囲等を踏まえ、次に掲げる対策を講じるものとする。

（ア）重要機能・ライフライン設備の配置

庁舎機能、医療機能、通信機能その他災害時に継続が求められる重要な機能を担う設備・機械室並びに発電機、蓄電池等の非常用電源設備その他の重要設備については、想定浸水深による影響を受けない階又は浸水の影響を受けない場所に配置するものとする。

（イ）建築物本体の耐水対策

止水板、防水扉その他の浸水防止施設については、想定される浸水深に対応した仕様により設置するものとする。

（ウ）敷地及び排水対策

敷地の嵩上げ、雨水貯留施設、排水設備等の整備を行うとともに、下水道等からの逆流による浸水を防止するため、逆流防止設備その他必要な対策を講ずるものとする。

（エ）敷地・アクセス経路の対策

駐車場、搬入経路及び非常用アクセス経路について、浸水時においても避難、救助及び応急復旧活動に必要な機能を確保できるよう、敷地の嵩上げその他必要な対策を講ずるものとする。

（３）地震その他の災害対策

施設の用途、重要性及び想定される災害特性に応じ、建築物の耐震化、非構造部材の落下防止対策、設備機器の固定、地盤改良その他必要な安全対策を講ずるものとする。

別表１　代替地比較評価基準

評価項目別採点表

評価項目	評価内容	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	配点
災害安全性	洪水・土砂・地震・孤立化等のリスク	極めて安全	比較的安全	標準	やや危険	危険	50 点
利便性	利用者の利用しやすさ	非常に高い	高い	標準	低い	非常に低い	20 点
整備費	建設・用地取得・造成等の費用	最も安い	やや安い	標準	やや高い	著しく高い	10 点
維持管理費	維持管理コスト	最も安い	やや安い	標準	やや高い	著しく高い	10 点
公共交通アクセス	駅・バス停等からのアクセス	非常に良い	良い	標準	やや悪い	悪い	10 点

・災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域に該当する候補地は、原則として評価対象外とする。

・各評価項目を 5 段階評価（5 点～1 点）で評価し、次式により加重評価を行う。

評価点＝（採点点数÷5）×配点

・総合評価点は各評価項目の評価点の合計とする。

・総合評価点が同点又は概ね同等である場合は、災害安全性の高い候補地を優先する。

・本評価は候補地比較の参考指標として用いるものとする。施設整備の判断に当たっては、施設の必要性、事業効果、財政負担その他の要素を総合的に勘案する。

別表２　災害安全性評価の参考指標（100 点満点方式）

本判定基準は、候補地の比較検討及び庁内協議における参考指標として活用するものであり、施設整備の判断に当たっては、第５章に定める災害安全性評価及び災害シナリオ評価の結果を基本として総合的に判断するものとする。

なお、別表２に定める評価項目、判定基準、基準値、閾値及び評価方法の詳細については、別途定める運用マニュアルによるものとし、運用実績及び評価事例を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

総合評価

評価項目	配点
ハザード評価	40 点
暴露評価	30 点
脆弱性評価	30 点
合計	100 点

（参考指標）

災害安全性評価得点＝ハザード評価（40 点）＋暴露評価（30 点）＋脆弱性評価（30 点）

１　ハザード評価（40 点）

（１）洪水・土砂災害・地震等の危険性

評価区分	内容	点数
極めて低い	土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域その他の主な災害危険区域に該当せず、災害による影響がほとんど想定されない	40
低い	浸水深 0.5m 未満又は災害による影響が限定的と想定される	30
中程度	浸水深 0.5m 以上 3m 未満又は液状化の可能性がある又は一定の災害リスクが認められる	20
高い	浸水深 3m 以上、土砂災害警戒区域又は液状化危険度が高い区域に該当する	10
極めて高い	土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は複数の災害危険リスクが重複し、人命に重大な危険が想定される	0

２　暴露評価（30 点）

（１）利用者数等（10 点）

評価区分	内容	点数
極めて低い	利用者 25 人/日未満の施設	10
低い	利用者 25～50 人/日未満の施設	8
中程度	利用者 50～100 人/日未満の施設	6
高い	利用者 100～250 人/日未満の施設	4
極めて高い	利用者 250 人/日以上の施設	2

（２）資産的要素（10 点）

評価区分	内容	点数
極めて低い	施設停止による資産的影響が小さく、代替施設の確保が容易な施設	10
低い	施設停止による資産的影響が比較的小さく、代替が比較的容易な施設	8
中程度	施設資産の重要性が標準的な施設	6
高い	施設資産の重要性が高く、施設停止による影響が大きい施設	4
極めて高い	重要な施設資産を有し、施設停止による損失が極めて大きく、代替が困難な施設	2

（３）公共機能・防災機能要素（10 点）

評価区分	評価内容	点数
極めて低い	施設停止による公共機能又は防災機能への影響が小さい施設	10
低い	災害時に一定の役割を担うが、防災上の重要性が比較的低い施設	8
中程度	学校、指定避難所、社会福祉施設等の避難機能を担う施設	6
高い	地域防災拠点、災害対策本部機能を有する施設、主要な医療施設等	4
極めて高い	庁舎、消防署、防災センター、災害拠点病院等の広域的又は中枢的な防災拠点施設	2

３　脆弱性評価（30 点）

（１）被害の受けやすさ(15 点)

評価区分	内容	点数
極めて低い	要配慮者の利用が少なく、孤立化のおそれも低い	15
低い	要配慮者の利用が比較的少なく、避難およびアクセス確保が容易である	12
標準	利用者属性及び立地条件が標準的である	9
高い	要配慮者の利用が多く、避難又はアクセスに課題がある	6
極めて高い	要配慮者の利用が非常に多く、避難困難又は孤立化のおそれが高い	3

（２）防災対策及び対応能力（15 点）

評価区分	内容	点数
極めて低い	耐震化、耐水化、嵩上げ等の対策が実施され、避難体制、防災備蓄及び防災訓練等が十分整備されている	15
低い	主要なハード対策及び避難体制が整備されている	12
標準	一般的な防災対策が実施されている	9
高い	防災対策の一部に課題がある	6
極めて高い	防災対策が十分でなく、災害時の対応能力が低い	3

４　総合判定基準

総合得点	リスク区分	リスクの目安
91～100 点	極めて低い	リスクは比較的小さく、候補地として有力
81～90 点	低い	リスクは比較的低く、候補地として検討可能
61～80 点	中程度	災害安全性評価を踏まえ、防災対策の実施を前提として候補地又は代替地の検討可能
31～60 点	高い	代替地の検討を優先し、リスク低減対策の実効性を十分検証した上で総合的に判断
1～30 点	極めて高い	代替地を優先

※ 本判定基準は候補地比較及び庁内協議の参考指標として用いるものとし、施設整備の可否は、第５章に定める災害安全性評価の結果を基本として総合的に判断するものとする。

別表３　災害安全性評価シート様式

P5～7	項目	内容
（1）～（3）	施設名	
	目的･機能、必要性、公益性及び事業効果等	
	災害時の施設の役割	物資拠点、避難所等
	候補地	
	代替地の有無	有　・　無
（4）	ハザードの種類・状況	洪水･土砂災害･地震･液状化･孤立化･その他（　　）
	ハザード評価	
	暴露評価	
	脆弱性評価	
	災害安全性評価（参考指標）	評価得点：　　点／100点
	災害シナリオ評価 （機能継続上の課題）	評価結果：①災害発生 ②施設・敷地への影響　③アクセス障害・避難への影響　④ライフライン途絶等の影響　⑤施設機能停止等の影響　⑥代替機能の確保　⑦復旧見込み
（5）	リスク低減又は回避のための対策の内容	施設整備対策、機能継続対策、避難対策及び運用管理対策等
（6）	対策後の残存リスク	対策実施後も残る人的被害、施設機能停止、孤立化、ライフライン途絶又は復旧遅延等のリスク
（7）～（8）	整備判断	整備可　・　条件付き整備可　・　整備要検討
	判断理由	災害安全性評価結果、災害シナリオ評価結果、リスク低減対策の内容及び実効性、残存リスク並びに関係部局との協議結果及び有識者意見（該当する場合）を踏まえて記載する。